

令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜の改善について

1 現状と課題

- 公立高等学校入学者選抜は、出身中学校等の校長から提出された個人調査報告書（調査書）及び学力検査成績等の資料をもとに受検者の能力・適性等を判定して選抜している。

（個人調査報告書と学力検査の比率）

各高等学校（学科）で、80:20、70:30、60:40、50:50、40:60の中から選択し決定

- 個人調査報告書の記入に当たって、不登校生徒等長期欠席者については、中学校等での学習の見取りが十分にできないため、資料が整わない（一部教科の評定なし等）ケースが見られる。

2 制度改善の内容

(1) 長期欠席者等に配慮した選抜方式の導入

① 趣旨

中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等を対象に、志願する高等学校への主体的な判断による出願を促すことを目的として、一般入学者選抜及び第2次募集において個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を、全日制・定時制課程の全ての学科における、次の②に掲げる対象となる生徒に対して導入する。

② 対象となる生徒

保護者が県内に居住している、又は県外に居住している場合であっても転勤等による一家転住等により保護者が県内に居住する予定のある中学校3年生（義務教育学校9年生）で、中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等（※）のうち、高等学校入学後の学校での学びに意欲を持ち、当該選抜方式での出願を希望する者

※中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等

病気、経済的理由をはじめ何らかの要因により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、いずれかの学年で欠席日数が30日以上、又は欠席日数が30日未満の者のうち保健室等の校内の別室や教育支援センター等への登校等により教室での学びが十分にできていない者

③ この選抜方式による募集人員

特に定めない

（全日制・定時制課程の全ての学科において、各学科の一般入学者選抜及び第2次募集それぞれの募集人員の内数とする。）

④ 出願の方法等

- ・ 長期欠席者等に配慮した選抜方式での出願を検討する志願者がいる中学校等の校長は、志願先として検討している高等学校長に事前連絡し、中学校等での状況等について、電話等により説明する。
- ・ 当該選抜方式での出願を希望する者は、一般入学者選抜又は第2次募集の受検願書の指定欄にその旨を記載した上で、志願者本人及び保護者の記載による「自己申告書」を添えて出願する。「自己申告書」には、中学校等在学中の学びの状況、高等学校での新たな学びに向けた抱負や将来の希望等を記述する。
- ・ 出願者が在籍する中学校等は、校長記載の「状況説明書」を出願先の高等学校に提出する。「状況説明書」には、当該志願者が長期にわたって欠席した期間・日数等の状況、中学校等在学中の学びの状況のほか、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動等学校内外での諸活動の記録を記述する。
- ・ 当該選抜方式で出願する志願者の個人調査報告書の提出は求めない。
- ・ 出願者数の発表に当たっては、当該選抜方式での出願者数を一般入学者選抜又は第2次募集の全体的出願者数に含めて発表する。（当該選抜方式での出願者数の発表は行わない。）

⑤ 選抜の方法

- ・ 学力検査、面接及び実技検査（実技検査は一部の学科のみ）の結果を選抜の資料とする。選抜における学力検査、面接及び実技検査の比率は、一般入学者選抜又は第2次募集に準じて行う。
- ・ 選抜に当たっては、当該選抜方式での出願者を除いた一般入学者選抜又は第2次募集の学力検査の合格ラインを参考資料とする。

⑥ 合格発表

選抜方式の区別をつけず、全て一般入学者選抜又は第2次募集の合格者として発表する。

(2) 個人調査報告書（調査書）の改善

出願者の出身中学校等の校長が提出する個人調査報告書の「欠席の記録」欄を削除する。

（理由）

個人調査報告書の欠席の記録については、これをもって直接の合否判定の資料とはしないこととしているため。

（関連する事項）

- ・ いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合に提出することができる「自己申告書」については、これまでと同様の扱いとする。ただし、長期欠席者等に配慮した選抜方式で出願する場合は「自己申告書」の提出は必須とする。
- ・ 合格発表後、中学校等は不登校生徒をはじめ入学に当たって配慮の必要がある生徒の情報を速やかに高等学校に連絡するなど、中学校等から高等学校への円滑な接続が可能となるよう、密な連携をより一層徹底する。